

加 介 第 1756号
平成29年7月26日

市内地域密着型サービス事業所
代表者 様

加古川市介護保険課長

消防法令に係る違反对象物の公表制度について（周知）

平素は、本市の高齢者福祉行政の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

標記のことについて、加古川市消防本部予防課より周知依頼がありましたのでお知らせいたします。加古川市消防本部では消防法令に重大な違反がある建物の情報を公表し、利用者自らがその危険性に関する情報を入手できるようにすることを目的として、違反对象物の公表制度を平成30年4月1日から施行いたします。

つきましては、啓発用のリーフレットを添付していますので、内容をご了知ください。

記

1 制度の概要

重大な消防法令違反が確認された場合に、消防長はその違反が是正されるまでの間、建物の名称や所在地、違反の内容をホームページで公表します。

2 公表の対象となる建物及び違反の内容

不特定多数の者が利用する建物や社会福祉施設など一人で避難することが難しい者が利用する建物で、次の消防用設備等が消防法令上必要であるにもかかわらず、設置されていない建物を公表の対象とします。

- ・屋内消火栓設備
- ・スプリンクラー設備
- ・自動火災報知設備

3 施行日

平成30年4月1日

【連絡先】

加古川市 介護保険課
管理係 坂本

TEL：079-427-9123（直通）

FAX：079-424-1322